

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

浦安市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は浦安市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

(1) 乙による甲への主な要請

- ア 甲が保有する土地や施設について、乙の復旧作業拠点としての使用
- イ 停電復旧作業に支障となる障害物除去
- ウ 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

(2) 甲による乙への主な要請

- ア 連絡調整員の派遣
- イ 電源車の配備
- ウ 停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去
- エ 乙が保有する広報車等による広報活動

3 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に応じることが困難な事情がない限り、速やかに協力するものとする。

(停電情報及び道路・河川状況の情報共有)

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、浦安市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、浦安市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、浦安市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

(1) 乙が甲に提供する情報

ア 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

ウ プレスリリースの内容

(2) 甲が乙に提供する情報

ア 知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民等から提供された停電情報

イ 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

ウ 市民等が避難している地域、甲が開設している避難所等

(重要施設の優先復旧)

第5条 浦安市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

(1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

(2) 指定避難所として開設されている施設

(3) 災害対応の中核機能となる市災害対策本部等が存在する施設

2 乙は、電力復旧計画の策定に当たっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、浦安市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月1日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 船橋市湊町2丁目2番16号
東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
京葉支社長 岡崎匡人